

内部者取引の未然防止に関する規則

2006年3月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、正会員が、内部者取引の未然防止を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(内部者取引管理体制の整備)

第2条 正会員は、その役員又は職員である者がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報の管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。

(社内規程の制定)

第3条 正会員は、内部者取引を未然に防止するため、次に掲げる事項を盛り込んだ社内規程を定めなければならない。

(1) 法令等の遵守

- ① 正会員は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）その他の法令等を遵守し、内部者取引の未然防止に努める。
- ② 正会員は、投資運用業（投資信託委託業及び投資法人資産運用業を除く）又は投資助言・代理業に係る情報収集活動、契約締結等に際しては、顧客等に内部者取引規制の意義と内容について、十分理解させるよう努める。
- ③ 正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に定める法人関係情報（以下「法人関係情報」という。）又はそれに該当するおそれのある情報を知り得る可能性のある者に対し、当該情報を提供するよう働きかけをしてはならない。
- ④ 正会員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の評価・選択に当たって、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報の提供の有無、内容を考慮してはならない。
- ⑤ 正会員の役員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の役員から社会通念上妥当な範囲を超えた接待や金銭・物品の供与等を受けてはならない。

(2) 法人関係情報の管理

- ① 正会員は、その役員のうちから情報管理責任者（原則として取締役又はそれに類する役員にある者）を定めなければならない。
- ② 役員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、直ちにその情報を情報管理責任者等（情報管理責任者又は情報管理責任者が指定する者をいう。以下同じ。）に報告する。

③ 情報管理責任者等は、役職員から前号に係る報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与える。

④ 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又は報告を受けた場合は、情報管理責任者等が認めるときを除き、当該法人関係情報を社内外を問わず、他人に伝達してはならない。

(3) 業務のあり方

正会員は、投資運用業又は投資助言・代理業の遂行に当たっては、法人関係情報に基づく行為は行ってはならない。ただし、金商法第 166 条第 6 項各号又は第 167 条第 5 項各号に該当する場合を除く。

(4) 自己売買のあり方

正会員及びその役職員は、自己の計算において法人関係情報に基づく取引を行ってはならない。ただし、金商法第 166 条第 6 項各号又は第 167 条第 5 項各号に該当する場合を除く。

附 則

この規則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人日本投資顧問業協会の「内部者取引の未然防止についてのガイドライン」は、廃止する。